

議案第 22 号

松阪市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

松阪市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 118 号）の一部を次のように改正する。

平成 31 年 2 月 19 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

松阪市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 118 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項中「（又は半年賦償還）」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第 3 項中「、保証人」を削り、「第 12 条」を「第 11 条」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 4 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。この場合において、保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第 9 条の規定による違約金を含むものとする。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。